

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

1. 外資参入規制	
(1) 外資参入の可否	外資100%で参入可。 ※(1)短期育成・養成施設、(2)幼稚園教育施設、(3)普通教育施設、(4)職業教育施設、(5)大学教育施設の5形態で100%外資または地場投資家との合弁により教育施設を設立できる。学習塾は「(1)短期育成・養成施設」に該当(WTO(サービス分野)公約、IIセクター別の具体的な合意、5. 教育サービス、政令73/2012/ND-CP号20条1項a,b)。
(2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合弁で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	特になし。
(3) 最低資本金に関する規制	1学生あたり最低2,000万ドン(土地使用費用を含まない)の投資であることが必要。総資本金の最低額は、育成規模が最も大きくなると予想される時点の全時間の学生数をもとに算出する(政令73/2012/ND-CP号28条3項)。ただし、新施設を建築せず、施設を賃借する又はベトナム投資家が既存の施設を現物出資する場合、資本金額は上記の70%以上でよい(73号政令28条8項)。
(4) その他、外資に対する特殊な規制	<ul style="list-style-type: none"> ■会社の設立にあたり、教育訓練省の承認を要する(WTO(サービス分野)公約)。 ■法令上の規定はないが、実務上、投資計画実現能力の審査にあたり、投資家の当該ビジネスにおける経験、財務能力等が厳しく審査される。 ■最低資本金、場所、施設、教師に関する特殊な規制がある。
(5) (1)～(4)の根拠法	WTO(サービス分野)公約 政令第73/2012/ND-CP号 通達34/2014/TT-BGDDT号
(6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	外資100%の企業がある。
2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1) 投資奨励業種の該非	
(2) 税制優遇措置等	幼児教育、普通教育、職業教育が優遇分野に該当(政令118/2015/ND-CP号附録IのB.IV.1)。
(3) 投資奨励の運用実態	ベトナム法人税法改正法(No.32/2013/QH13号)により、教育・職業訓練分野における社会化を行う企業に該当すれば、売上に対しては法人税率10%が適用される。また、これらの社会化企業の新規の教育・職業訓練分野に対する投資案件は、利益が出てから最大4年間の免税制度とその後最大9年間の法人税率50%減免の対象になると規定。

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)

(1)フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	有り。
(2)関連法規がある場合は、その名称	<p>Commercial Law(ベトナム商法)、Decree Detailing the porovision of the Commercial Law on Commercial Franchising(Decree No.35/2006/ND-CP)、Circular Guiding the Commercial Franchising Registration(Circular No.09/2006/TT-BTM)、Decree Amending and Supplementing Administrative Procedures Provided in a Number of Decrees Detailing the Commercial Law(Decree No.120/2011/ND-CP)、Decree on the penalties of administrative violations in commercial activities, production of, trading in counterfeit goods or banned goods and protection of consumer rights (Decree 185/2013/ND-CP)、Decision on Collection, management and use of fees for registration of franchising activities (Decision 106/2008/QD-BTC)</p> <p>●ベトナム商法(日本語版) https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_21.pdf</p>
(3)登録・許認可制度がある場合は、その内容	<p>■海外からのフランチャイズ(外国のフランチャイザーがベトナムでフランチャイザーとなる場合、外国のフランチャイザーがベトナム企業とマスターフランチャイズ契約を締結する場合は)は商工省にフランチャイズ登録が求められている(Commercial LawおよびDecree No.35)。 ■次の各号に該当する違反行為に対しては罰則(500万ドンから1,000万ドンの罰金)もあるので注意(Decree No. 185/2013/ND-CP Artilce 95.3.a)。 a) フランチャイズ登録をしなかった場合。 b) 登録時の条件を満たさないまま、フランチャイズ・ビジネスでサービスを提供した場合。 c) 登録済のフランチャイズ・ビジネスの変更点に関し、適切な省の管理当局に通知しなかった場合。</p> <p>●商法第291条1項: Article 291.- Registration of commercial franchises "1. Before granting commercial franchises, intended franchisors must register them with the Trade Ministry."</p> <p>●Decree No. 35/2006/ND-CP Article 18.1a: Article 18. Decentralization of responsibility to register franchising "1. The Ministry of Trade shall register the following franchising activities: a) Franchisings from overseas into Vietnam, including franchisings from export processing zones, non-tariff areas or separate customs areas specified by Vietnamese law into the Vietnamese territory;"</p> <p>●Decree No. 185/2013/ND-CP Artilce 95.3.a: Article 95. Acts of violation on providing commercial franchise "3. A fine of between VND 5,000,000 and VND 10,000,000 shall be imposed on one of following acts of violation: a) Fail to register commercial franchise activities as prescribed; b) Provide commercial franchise when conditions have not satisfied yet as prescribed; c) Fail to notify the competent state management agencies on changes in commercial franchise activities as prescribed."</p>
(4)登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	<p>商工省;Ministry of Industry and Trade ※オンライン登録は認められていない。 ※手続きに関する案内情報(ベトナム語のみ) http://kstthc.moit.gov.vn/VN/Dich-vu-cong-truc-tuyen/Cap-Giay-phep-nhuong-quyen-thuong-mai-giua-thuong-nhan-nuoc-ngoai-va-thuong-nhan-Viet-Nam/107.html</p>

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

<p>(5) 登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容</p>	<p>外国企業がベトナムでフランチャイザーとしてフランチャイズビジネスを行うに当たっては、少なくとも1年以上、そのビジネスを営業していることが求められる(その営業経験は、ベトナム国内外問わない)。ベトナム企業がフランチャイザーとしてフランチャイズビジネスを行うに当たっても同様(政令35/2006/ND-CP号5条1項前文)。ベトナム企業が外国フランチャイザーのマスターフランチャイジーとなって、サブフランチャイズを行う場合、当該ベトナム企業は少なくとも1年以上、フランチャイズ方式でそのビジネスをベトナム国内で営業していることが求められる(政令35/2006/ND-CP号5条1項後文)。つまり、外資子会社がベトナムでマスターフランチャイジーになるためには、①(親会社がベトナム国外でビジネス経験が1年以上ある場合)ベトナムで外資子会社を設立すると同時に親会社とフランチャイズ方式で事業を行い、1年間事業を行った後に、サブ・フランチャイズを始める、②(親会社がベトナム国外でビジネス経験がない場合)ベトナムで外資子会社を設立後、1年間事業を行い、フランチャイザーになる要件を整えた後、さらに1年間フランチャイザーとして事業を行った後に、サブ・フランチャイズを始める、ということになる。したがって、外資にとっては、外資子会社を作ってマスターフランチャイジーとすると、このような煩雑で時間が掛かる手続きが求められるという理由から、ベトナム企業にマスターフランチャイジーになってもらうことが多いとみられる。また、そもそも、外資規制の兼ね合いから、業種によって「ベトナム国内で営業している(直営店を運営している)」という条件を満たすことが難しいため、ベトナム企業にマスターフランチャイジーになってもらうことが現実的である場合も多いとみられる。</p> <p>●Decree No. 35/2006/ND-CP Article 5: Article 5. Conditions for the franchisor "A trader shall be permitted to grant commercial rights when fully satisfying the following conditions: 1. The business system intended for franchise has been in operation for at least one year. Where a Vietnamese trader is the primary franchisee of a foreign franchisor, such Vietnamese trader must conduct business by mode of franchising for at least one year in Vietnam before sub-franchising. 2. Such trader has registered franchising with the competent agency defined in Article 18 of this Decree. 3. The in-business goods and/or services covered by commercial rights do not violate the provisions of Article 7 of this Decree."</p>
<p>(6) 外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)</p>	<p>外資が子会社を設立し、その子会社がフランチャイズビジネスを行うに当たっては、少なくとも1年以上、そのビジネスを運営することが求められる(政令35/2006/ND-CP号5条1項前文)。外資子会社がマスターフランチャイジーとなるためには、少なくとも1年以上、フランチャイズ方式でそのビジネスを運営することが求められる(政令35/2006/ND-CP号5条1項後段)。 (注)当然に外資が子会社を設立することに関しては、1. 外資参入規制の適用を受ける点は留意。その他、3. (5)も合わせて参照。</p>
<p>(7) 現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。</p>	<p>-</p>

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

<p>(1) 企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)</p>	<p>■中央直轄市・省の計画投資局にInvestment Registration Certificate(IRC:投資登録証明書)の申請を行い(投資法36条1項a)、IRCが発行された後、Enterprise Registration Certificate(ERC:企業登記証明書)の申請を行う(企業法27条)。申請から3営業日以内にERCが発行された後、30日以内にERCの内容および経営分野、業種、および発起株主および外国投資家である株主の名簿をNational Business Registration Portal(NBRP:企業登記ポータルサイト)で公開しなければならない(企業法33条)。 ■IRC審査にあたっては、交通状況や都市計画に沿うか等を確認するため、計画投資局が交通局や人民委員会の意見聴取を行う場合がある。 ■ERC取得後、教育施設の設立許可申請を各省市教育訓練局に提出する(政令73/2012/ND-CP号36条以下)。続いて各省市教育訓練局で教育活動許可の申請を行う(政令73/2012/ND-CP号45条以下)。許可が出れば登録・営業許可手続きは完了。教育営業許可書の交付を受けてから20営業日以内に中央級の新聞1紙と地方の新聞1紙の両方に、5号連続で設立を告知しなければならない(政令73/2012/ND-CP号51条)。 ■環境保護計画登録書の申請を地区の人民委員会に対して行う必要がある(政令18/2015/ND-CP号18条1項)。</p>
<p>(2) ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法</p>	<p>2. 営業許可参照</p>
<p>(3) 出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)</p>	<p>法令上の規定はないが、実務上、交通状況や都市計画等に沿う必要がある。</p> <p>■政令73/2012/ND-CP号29条1項により、教育施設の設置にあたっては、以下の要件が定められている。 ・講義に適した照明、机・椅子、設備、用具のある教室 ・学習・講義用スペースは1学生あたり最低2.5㎡ ・学校経営者用の事務室、職員室、図書室その他の機能を持った部屋 ・育成・管理に服する必要な設備 ■路面店は上記の他、当該土地の権利関係書類、環境保護証明書取得のための書類が揃わないことが多く、困難。他方で、ショッピングセンターでは上記書類が揃うことが多く、路面店に比し、容易といえる。 ■ベトナムにおいて、「20年以上の活動期間」を登録した外資教育機関は、施設建築計画を立て、土地割当又は土地賃貸借に関して省級人民委員会により承認を受けなければならない。一方、「20年未満の活動期間」を登録した外資教育機関は、独自の施設を建築しなくてもよいが、最低5年間で学校・教室等の賃貸借契約を締結しなければならない(以上、政令73/2012/ND-CP号29条6項)。</p>
<p>(4) 営業開始後の検査・報告等 (定期検査・定期報告・情報開示義務など)</p>	<p>■教育の質の査定について、定期的に自己評価しなければならない(政令73/2012/ND-CP号4条、27条)。 ■消防用設備に関する定期点検が必要。 法的根拠: ・政令79/2014/ND-CP号5条、18条2項 ・通達66/2014/TT-BCA号10条</p>
<p>(5) 営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)</p>	<p>■IRC取得手続において、投資計画実現能力の審査にあたり、投資家の当該ビジネスにおける経験、財務能力等が厳しく審査される。 ■使用教材全てのベトナム語翻訳等が必要であり、当局による審査も厳しい(教育プログラムは国防や国家安全保障、交易に害を与える内容を含めてはならず、布教活動や歴史の歪曲をしてはならず、ベトナムの文化、道徳、公序良俗に悪影響を与えてはならない等。政令73/2012/ND-CP号30条。また、施設の審査も厳しい。また、ステップが多いため、最終的な開業までの時間がかかる。その過程で、法定外の費用がかかることも聞く。</p>

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

5. 就業者に必要な資格	
(1) 就業者の資格所持要件	<p>■教師は担当講義に適した分野の短大またはそれ以上の最終学歴で、1クラスあたりの教師数は学生25人に対し1人以上であること(政令73/2012/ND-CP31条1項)。校長の必要条件は定められていないが、相当の教育施設で最低5年の管理経験並びに活動登録にあたっては労働許可証や学位証書を提出することになっている。</p> <p>■外国人教師は、担当の教育分野において5年以上の経験がなければならない(政令73/2012/ND-CP号31条6項)。教師に関する要件は営業許可取得要件となっている(政令73/2012/ND-CP号46条)。</p>
(2) 外国人雇用の可否・制限	<p>ベトナムの法律に基づき設立された企業、機関組織で働く外国人労働者は労働許可書(ワークパーミット)の取得が義務付けられている。ただし、免除対象に該当する場合はこの限りでない(労働法10/2012/QH13号169条1項d号、172条)。</p> <p>雇用者は、外国人労働者の新規・追加・代変採用予定者の少なくとも30日前までに、本社所在地の地域の労働局に対して、外国人労働者の雇用が必要である旨を説明する報告書(職位、人数、専門、経験、給与、労働時間などの情報を含む)を提出する(政令11/2016/ND-CP号4条1項a号)。報告書提出から承認されるまでの期間は15日以内であるが、実際は承認を取得できるまで約4~6週間要している。</p> <p>●労働法 https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_34.pdf</p>
(3) 外国からの短期出張者による指導の制限	<p>政令第11/2016/ND-CP第7条2項e号によると、専門家、管理者、代表取締役社長、技術者としてベトナムで従事し、勤務期間が30日未満および年間の勤務期間の合計が90日以下の外国人労働者は労働許可証を取得する必要はない。</p> <p>また、ビザ免除(15日以内)でベトナムへ入国する場合、前回のベトナム出国日から30日以上経過していなければビザ免除で再度入国することができない(出入国管理法第20条1項)。</p> <p>実態としては、15日以内であればビザ免除、3か月以内であればビジネスビザで入国して指導していることが多く、当局による摘発事例も聞かないが、法令上は、許容されているとはいえないので注意が必要である。</p> <p>●出入国管理法 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VNimmigr_control_201406.pdf</p>
(4) 現地人雇用義務	特になし。
(5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	特になし。
6. その他	
(1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点	教育局(DOET)とのコネクションが非常に重要な意味を持ち、そのようなコネクションを有するのであれば、非常にスムーズに諸手続きを完了させることができる場合もある。
(2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	3. 手続きフロー参照